

平成26年度 第1回液化石油ガス規格委員会 議事録

I. 日 時：平成26年9月1日（月）14：00～17：00

II. 場 所：高圧ガス保安協会 第2、第3会議室

III. 出席者（敬称略、順不同）

委 員 長：坪井

委 員：小川、澤、萩原、間宮、安藤、牛島、塚口、榎本、佐藤（恭）、三宮、杉本、
兵頭、夏目、北條、松原

K H K：安田、北出、市川、狩野、野口、原

IV. 配付資料

資料1 液化石油ガス規格委員会 委員名簿

資料2 平成25年度第2回液化石油ガス規格委員会議事録（案）

資料3 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準（KHKS0745及びKHKS0746）の改正
について

資料4 バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS 0745）改正案（新旧対照表）

資料5 バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS 0745）改正案（全文）

資料6 附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS 0746）改正案（新旧対照表）

資料7 附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS 0746）改正案（全文）

資料8 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS 0841）の改正
について

資料9 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS 0841）改正案
（新旧対照表）

資料10 バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS 0841）改正案
（全文）

参考資料1 液化石油ガス法施行規則の改正（新旧対照表）

参考資料2 バルク告示の改正（新旧対照表）

参考資料3 液化石油ガス法施行規則関係基本通達の改正（案）（新旧対照表）

参考資料4 高圧ガス保安法基本通達の改正（新旧対照表）

V. 議事概要

1. 開催に先立ち、事務局より挨拶があった。
2. 事務局から、本日の出席委員が16名であることを報告し、規格委員会規程第14条第1項に定める定足数を満足していることの報告があった。
3. 委員長の互選を行い、委員全員の賛成により坪井委員が選任され、坪井委員長より挨拶があった。その後、規格委員会規程第2条第3項の規定に基づき、坪井委員長が、副委員長に小川委員を指名した。続いて、分科会委員の構成等について委員全員の承認があり、坪井委員長が以下のとおり各分科会の主査を指名した。
 - ①液化石油ガス法施行規則関係基準分科会及び
液化石油ガス法施行規則関係基準解釈専門分科会
→佐藤（研）主査
 - ②バルク関係基準分科会及びバルク関係基準解釈専門分科会
→澤主査
 - ③液化石油ガス器具等関係基準分科会及び液化石油ガス器具等関係基準解釈専門分科会
→小川主査
 - ④LPガス設備設置基準等分科会及びLPガス設備設置基準等解釈専門分科会
→渡邊主査
4. 資料2「平成25年度第2回液化石油ガス規格委員会議事録（案）」に基づき事務局から説明を行った後、当該議事録（案）の採決を実施したところ、出席委員（16名）の過半数（9名）以上の賛成（満場一致）により可決された。
5. 資料3「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査関連基準（KHKS0745及びKHKS0746）の改正について」、資料4「バルク貯槽の告示検査等に関する基準（KHKS 0745）改正案（新旧対照表）」及び資料6「附属機器等の告示検査に関する基準（KHKS 0746）改正案（新旧対照表）」に基づき事務局から説明を行った後、資料3に記載したスケジュールにより、書面投票（15日間）、パブリックコメント（1か月間）等を実施することについて採決を実施したところ、出席委員（16名）の過半数（9名）以上の賛成（満場一致）により可決された。
6. 資料8「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS 0841）の改正について」及び資料9「バルク貯槽及び附属機器等の告示検査等前作業に関する基準（KHKS 0841）改正案（新旧対照表）」に基づき事務局から説明を行い、以下の意見交換等があった。
 - 充填できない措置について、既製品に対する措置のみではなく、今後ロック機能付きのカップリングキャップが新規に製作された場合などを想定すべきではないか。
→ 現段階において、カップリングのメーカーから既製品のモデル変更があるとは聞いていない。今後、新しい機能が付与された製品が出荷された場合には順次検討する。
 - カップリングについて輸入品はないか。
→ 現状、輸入品はない。
 - 貯蔵量の算定に関する有効数字は慣例的にどの程度か。

- バルク貯槽の液面計は、大まかな残液量を確認するものであり、また、当該計算に用いる比重は温度により変化するため、有効数字1桁を超える精度は見込めないと思われる。
- 貯蔵量の算定式について、単位付きで比重と記載されている部分があるが、これは密度とする方が正しいのではないか。
- 本件は、高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則において単位付きで比重と記載されていることからそのとおりに記載したものである。ただし、正確には頂いた意見のとおりにあるため、どのように記載するかは事務局で検討させて頂き、その検討結果については書面投票までに報告する。
- 今回の改正において、300 kg 以上の LP ガスを貯蔵した場合の消防法に基づく届出に関しては、本基準内でどのように取り込むのか。
- 本件に関しては、現在、日本液化石油ガス団体協議会が行っている消防庁との協議の結果を踏まえて基準内への取り込みを検討することとしたい。書面投票までに当該結果を踏まえた改正が可能な場合はその方向で対応するが、間に合わない場合は次回改正まで見送ることとしたい。なお、現在の規定内容は、消防庁との協議の結果に関係なく運用が可能な内容となっているので今のままでも問題は生じない。
- 「残留ガスが内在する」との考え方について、現行の容器則の定義では「残液がなく、かつ、内圧が 1MPa 未満」とされている。容器については、前述の定義を満たしていることを証明できないため、充填容器以外の容器は残ガス容器となり、残留ガスが内在すると推定して取り扱われるが、バルク貯槽については、内圧の測定が可能であり、残液量も液面計により測定できる。バルク貯槽については、前述の定義を満たしていることを証明できる場合には残留ガスが内在しないと考えてよいか。
- 本件に関しては、経済産業省に確認を行っていないため、基準内に具体的な内容を盛り込むことは難しいが、高圧ガスが入っていないことを客観的に証明できればそのような運用も可能であると考え。
- 特定設備検査合格証の返納義務がかかる者については、法令上、特定設備とともに特定設備検査合格証を譲渡された者も含まれると解釈して差し支えないとの回答を経済産業省から頂いた。これを踏まえて、本基準に特定設備検査合格証の返納等の具体的な手順を記載できないか。
- 本件は高圧ガス保安協会内の担当部署との調整が必要である。書面投票までに調整が終了し、そのような解釈に基づく運用が可能となった場合は、できる限り改正案に反映させることとしたい。なお、現行の規定内容はこの調整に関係なく運用が可能なものとなっている。
- 以上の意見交換等の後、資料8に記載したスケジュールにより、書面投票（15日間）、高圧ガス規格委員会による1ヶ月の意見募集、パブリックコメント（液化石油ガス法の基本通達が制定された後、1ヶ月間）等を実施することについて採決を行ったところ、出席委員（16名）の過半数（9名）以上の賛成（満場一致）により可決された。

7. その他

事務局から、その他今後の予定（意見募集、書面投票、パブリックコメント等）について説明を行った。

また、平成26年8月1日に開催された技術委員会において、高圧ガス保安協会規格ごと

に可とう管類の名称が統一されていないとの指摘があった。当該規格における可とう管、金属フレキシブルホースなどの名称については、過去の経緯及び各規格委員会にて所掌する省令・告示等に基づくものではあるものの、高圧ガス保安協会としてこの名称の統一に関してどう対応すべきかを各規格委員会において検討するように技術委員会から指示があったことから、今後、事務局が各関係団体や高圧ガス保安協会関係部署と相談して方向性を検討し、その結果を踏まえて液化石油ガス規格委員会においても検討を行う予定である旨の報告があった。

以上